第５１号議案

特別区人事及び厚生事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定により、特別区人事及び厚生事務組合規約を別紙のとおり変更するものとする。

令和３年１１月２５日

提出者　東京都台東区長　　服　部　　征　夫

（提案理由）

この案は、地方自治法第２９０条の規定に基づき提出します。

特別区人事及び厚生事務組合規約の一部を変更する規約

特別区人事及び厚生事務組合規約（昭和二十六年八月十日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

第三条第八号中「生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に定める」の次に「救護施設、」を加える。

附　則

この規約は、令和四年四月一日から施行する。